

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号に基づく随意契約に係る情報の公開（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数(※契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)の場合の記載事項)	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限				公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分						
1 高台寺山国有林外4 森林景観回復事業 伐倒整理 57m3外	分任支出負担行為担当 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 山崎 準	京都府京都市 上京区西洞院 通以下長者町 下ル丁子風呂 町102	平成27年3月13日	酒井営林事業 有限会社	京都府京都市 右京区京北灰 屋町塩ノ谷16 -1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	京都市街地の国有林内において、林縁部の立木が林外に倒れる事態が発生したことから、周辺施設(住宅等)、住民等への被害を未然に防止するため、同様に危険な状態にある立木の伐倒・整理を早期に行う必要があり、会計法(昭和22年法律第35号)第29の3第4項(緊急の必要により競争に付することができない場合)に該当するものとして、随意契約とした。	-	-	-	2,073,600	-	-	-	-	-	3	-	-	-
2 日登国有林外森林整備事業(間伐(存置対象を含む)) 全木伐倒(活用型間伐) 14188m3外	分任支出負担行為担当 島根森林管理署長 熊野 義助	島根県松江市 内中原町207	平成27年3月25日	日登国有林外事業共同事業体	島根県松江市 東朝日町87-6	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	本事業は一般競争入札を2回行ったところ、入札不調となったため、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99の2(再度の入札をしても落札者がいないとき)に該当するものとして随意契約とした。	-	-	78,784,874	78,300,000	99.3%	-	-	-	-	1	0	特記事項無し	-